

# 刑事罰による営業秘密の保護と 不正競争防止法の変遷

加藤 佐千夫

## はじめに

営業秘密とは何か

刑法の財産犯規定の解釈による営業秘密の保護

- (1) 総説
- (2) 窃盗罪の事例
- (3) (業務上)横領罪の事例
- (4) 背任罪の事例
- (5) 盗品関与罪の事例

営業秘密の刑事法的保護の動き

刑事罰規定の創設と拡張(平成15・17・18年不正競争防止法改正)

- (1) 処罰行為の種類
- (2) 刑法の財産犯規定との関係
- (3) 平成17年・18年改正の評価

平成21年改正の契機・概要と評価

- (1) 平成21年改正の契機
- (2) 平成21年改正の主な内容
- (3) 平成21年改正に対する評価

## おわりに

はじめに

営業秘密の保護とくにその刑事罰による保護には長い前史がある。<sup>(1)</sup>第二次世界大戦後の日本は、昭和30年代から急速な経済成長の時代に入ったが、その牽引力となったのは鉄鋼、造船、自動車など重厚長大な技術産業であった。そして、その技術力は、いわば外国産業の模倣から始まったといってよい。その意味で、当時のわが国は、営業秘密とくに外国の技術情報の収集と模倣のうえに成立っていたといっても過言ではないのである。しかし、そのようなわが国にも、やがて独自の技術力が蓄えられるようになってきた。そこでは、対外国の時代を過ぎて、国内において、企業間で産業技術力を競う時代へと場面が転換したのである。これに伴って生じてきたのが、いわゆる産業スパイ事件であり、これに対応すべく立案されたのが昭和49年に法務省から公表された改正刑法草案318条（企業秘密漏示罪）であった。この規定のその後の運命については後に触れることにしよう。

この企業秘密（当時は現在の営業秘密とほぼ同じ意味で使われていた）の保護に関して、私は昭和62年と平成元年に、刑事立法論の立場から2本の論文を書いた。<sup>(2)</sup>その内容は、簡単にいえば、産業スパイ事件を、刑法の財産犯として処理することの限界を指摘するとともに、不正競争防止法の中に「企業秘密侵害罪」を新設することを提案したものである。これに対して、むしろ財産犯として、刑法典の中に新たに「財産的情報侵害罪」を新設すべきだとする意見も有力であった。<sup>(3)</sup>しかし、私は、不正競争防止法に導入することを提案した。その理由を簡潔に示せば、企業秘密の保護は、結局、公正な自由競争の保護を意味するから、不正競争防止法の中に規定するのが適当であること、刑法の謙抑性、犯罪構成要件の明確化という観点からは、多くの定義規定を伴わざるを得ない処罰規定を刑法典におくことは妥当でもなく、また困難だということである。しかし、これらの立法提案は、当時の秘密保護のための刑事立法に対するマスコミや市民運動団体からのアレルギーともいえるべき反

対論もあって、法制審議会(刑事法部会)や当時の通産省内の委員会のアジェンダに載ることもなく長い時間が過ぎ去った。

ところが、平成に入ってから、このような事情に変化が見られるようになった。すなわち、新興国との関係においてわが国の知的財産保護への関心が高まったことにより、不正競争防止法改正の動きが現実のものとなったのである。まず、平成2年には営業秘密侵害行為に対する差止請求権、損害賠償請求権などの民事的保護規定が導入されたが、刑事罰による対応は実現されることはなかった。しかし、平成15年になって、ようやく営業秘密侵害罪が導入され、平成17年にはその処罰範囲が拡張され、さらに平成18年には刑事罰も強化された。その背景には、知的財産法領域におけるグローバル化の潮流の中で、技術・営業情報の重要性が益々高まってきたことを受けて、政府がその保護を国家的経済戦略として打ち出したという事実がある<sup>(4)</sup>。

これらの改正は、私が主張していた方向をたどるものとして歓迎すべきであろう。以下では、不正競争防止法に営業秘密保護のための刑事罰規定が導入されるまでの経過を見た上で、さらに、その保護の拡張の歴史を簡単に振り返って、最後に、その集大成ともいべき平成21年改正の内容を紹介し、若干の評価を加えることにしたい。

## I 営業秘密とは何か

国家に政治・経済・軍事上の国家機密があり、個人に個人情報やプライバシーがあるように、企業にも企業秘密といわれるものが存在する。製造業やIT企業であれば、長年の研究と実験により得られた技術情報がそれである。たとえば、研究開発資料、新製品の設計図やその他の図面、薬品であれば開発中の薬品の副作用情報、生産管理・品質管理情報などがこれに当たる。この技術情報が特許権の対象となりうる場合には、もちろん特許を取得したうえで特許法による(刑事罰を含む)保護を受けることが可能である。しかし、企業は特許申請が可能であっても、あ

えて企業内の秘密としてとどめておくことが多いといわれている<sup>(5)</sup>。それは、一旦技術情報を公開すれば、どうしても模倣される危険が存在し、特許法による保護ではこの危険・リスクに十分には対応できないことに原因がある。その結果、この技術情報は、いわゆるノウハウ (know-how) として企業内で厳重な管理下に置かれることになるのである。このような傾向に対しては、本来特許権をとりうるのに、あえてそれをノウハウに止めた以上、その侵害は少なくとも刑事罰によって抑止されるべきではないとの主張もあった<sup>(6)</sup>。しかし、そのような主張は、企業秘密が正当な理由無く侵害されてもよいとするものではないであろう。だとすれば、企業秘密侵害行為は公正な競争秩序を乱し、企業の有する正当な利益を侵害するものとして、民事的・刑事的対応が必要となろう。

つぎに、民間のデパート、スーパー、量販店などの小売業や卸売業にもさまざまな営業秘密がある。たとえば、長年にわたって蓄積された顧客情報、新規出店などの経営計画、販売マニュアルなどである。さらには、貸金業者や信用情報機関 (CIC) に蓄積され、相互利用に供されている与信情報とくにいわゆる「ブラック情報」などがある。また、平成18年の出資法の改正により、刑罰金利がそれまでの年29.2%から20%に変更され (同法第5条第2項)、平成20年の新貸金業法の制定により与信の限度額も借り手の収入の3分の1を超えてはならないという総量規制が導入されたため (同法第13条の2第2項)、いわゆる「ホワイト情報」<sup>(7)</sup>も重要な営業秘密に加わることになった。さらに、平成21年の改正割賦販売法においても、与信限度額に事実上の総量規制が導入されたため (同法30条の2)、同様のことがいえる。

以上のような技術上・営業上の秘密情報は、平成2年の不正競争防止法改正により営業秘密の民事的保護が導入された際に、「営業秘密」という概念に統一されることとなった。すなわち、平成2年の改正1条3項において「営業秘密」は「秘密トシテ管理セラルル生産方法、販売方法其ノ他ノ事業活動ニ有用ナル技術上又ハ営業上ノ情報ニシテ公然知ラ

レザルモノ」と定義されたが、平成15年の改正では、本条項がひらがな表記に変更されるにとどまった(条文としては2条4項に変更された)。そして、この定義は平成21年改正の下でも2条6項として維持されている。これを要約すれば、営業秘密とは、秘密管理性、有用性、非公然性の3要件を備えるものである。その意義については種々の議論の存するところであるが<sup>(8)</sup>、本稿の枠を越えるためここでは割愛する。

それでは、平成15年の刑事的保護が導入されるまでの間、営業秘密はどのような形で刑事的保護を受けていたのであろうか。以下では、この間の状況について概観しておこう。

## II 刑法の財産犯規定の解釈による営業秘密の保護

### (1) 総説

わが国では、昭和40年代から昭和60年代にかけての高度成長期において、いわゆる産業スパイ事件、企業秘密漏示事件が次第に増加しはじめた。しかし、営業秘密は「無形の情報」そのものであるから、刑法247条の背任罪のような全体財産に対する加害行為を処罰する刑罰規定を除けば、「財物」概念を中心として個人や会社の財産を保護する刑法235条(窃盗罪)以下の規定では、本来対処できないものであった。事実、顧客管理用に開発されたソフトウェアを契約新聞販売店のコンピュータにのみインストールする任務を有するインストラクターが、契約者以外の販売店のコンピュータに、会社に無断で同ソフトをインストールしたという事件が発生した。本件では、財物の移動はないが「情報」の移転があり、そこに任務に違背する財産的加害行為が認められるとして、背任罪が適用された(総合コンピュータ事件、東京地判昭和60年3月6日判時1147号162頁)。しかし、これは全体財産に対する罪である背任罪にして初めて可能であったに過ぎないのであり、「財物」に対する罪には応用することはできない。そこで刑事実務においてとられた手法は、「秘密情報」を化体している紙媒体やフロッピー・ディスクという「財物」

に対する財産犯規定による対処であった。そのうち主として使用されたのは窃盗罪、詐欺罪、横領罪、赃物罪 (平成7年改正後は盗品関与罪) などの規定である。以下では、その主要なものを類型ごとに整理して紹介しておこう。

## (2) 窃盗罪の事例

大日本印刷事件 (東京地判昭和40年6月26日判時419号14頁)

この事件は、大日本印刷の社員Aが凸版印刷の社員Bらの勧めに応じて会社の営業秘密である稟議決裁一覧表を社内で会社の複写機と感光紙を用いて複写したうえで、このコピーをBらに売却したというものである。Aの弁護士は、感光紙一枚の窃盗に過ぎないと主張したが、東京地裁は次のように述べた。すなわち、Aは「同社の機密書類を同社所有の感光紙に同社の複写機を使って複写し、これを社外に持ち出したものであるから、全体的に見て、単なる感光紙の窃取ではなく、同社所有の複写した右稟議決裁一覧表を窃取したものと認めるのが相当である」と。そこでは、会社の営業秘密を会社所有の感光紙に複写するという行為と、これを社外に持ち出す行為とが一体のものとして処罰されているともいえよう。しかし、その実体は、会社の営業秘密の複写行為という「情報窃盗」の部分が、紙一枚の窃盗の中にいわば織り込まれ、実質的には営業秘密自体の窃盗が処罰されたといえるのである。

早稲田大学入試問題窃盗事件 (東京高判昭和56年8月25日判時1032号139頁)

この事件は、不正入学を請け負った大学職員が印刷所の従業員と共謀のうえ入学試験問題を窃取して、これを受験生側に約1000万円で売却したという事件である。弁護士は、試験問題用紙一枚は刑法235条にいう「財物」に当たらないと主張した。これに対し、東京高裁は、「本件入試問題用紙は、そのものの性質上、入学試験時までの秘密保持が絶対的に必要とされるもので、・・・機密性の高い重要な文書であって、本来経済的な取引の対象となるものではないから、客観的な取引価格などはあ

り得ないものであるが、入学試験以前にこれを知りたいと欲する者の中には、多額の金員を支払ってでも、これを入手したいというものがあり、現に本件においては、被告人等が入学試験以前に、本件入試問題用紙のコピーをその模範解答とともに、依頼を受けた入学希望者に渡すことによって、これらの者一人につき100万円前後の対価を得たのであるから、本件入試問題用紙が窃盗の客体たる財物に該当することは明白であるといわなければならない。」として控訴を棄却している。ここでも、試験問題用紙一枚の価値ではなく、試験問題という「情報」が化体された用紙の窃盗が処罰されているのである。

建設調査会事件(東京地判昭和55年2月14日判時957号118頁)

この事件は、建設調査会(建設工事関係の業界紙を発行している会社)の業務部長であったAが、これから転職する先の同業会社に譲渡する目的で、退職直前に会社の機密資料である購読会員名簿を社外に持ち出してコピーを作成し、約2時間後にもとの場所に戻しておいたというものである。弁護士は、この行為は財物の無断一時使用(使用窃盗)に過ぎないのであるから窃盗罪の成立要件である「不法領得の意思」が欠如すると主張したが、裁判所は、この事実に対して、次のように述べて窃盗罪の成立を認めた。その理由は「本件購読会員名簿の経済的価値は、それに記載された内容自体にあるものというべく、この内容をコピーし、それを自社と競争関係に立つ会社に譲り渡す手段として、本件購読会員名簿を右認定事実の如き態様により利用することの意思は、権利者を排除し、右名簿を自己の所有物と同様にその経済的用法に従い利用する意思であったと認めるのが相当である」とされている。この事件が単なる普通の書物の無断一時使用であれば「不法領得の意思」は否定されたかもしれない。しかし、その実体は、価値のある営業秘密の「窃盗」であるがゆえに窃盗罪の成立が肯定されたともいいうる。

このように、営業秘密の不正取得事件は、事件における財物概念の抽象化や、本件におけるような「不法領得の意思」概念の拡張とい



う解釈を通して窃盗罪によって対処されたのである。

### (3) (業務上) 横領罪の事例

次に横領罪による対処の事例を見ておこう。

鐘淵化学事件 (大阪地判昭和42年5月31日判時494号74頁)

この事件は、同社の技術課長代理Aが退職する際に、それまで職務上自己が保管していた薬品および新製品開発関係の文献ファイルを持ち出し、後に同業会社に売り渡したというものである。裁判所はAに業務上横領罪の成立を認めたが、これは当然の判決だといってよい。

新潟鉄工事件 (東京地判昭和60年2月13日判時1146号23頁)

対して、この事件は、やはり「不法領得の意思」概念の拡張によって横領罪の成立を認め、実質的には「情報横領」を認めたといえるものである。すなわち、新潟鉄工が開発したコンピュータ・システムに関する機密資料を、その開発に関与した同社技術責任者Aがコピー目的で社外に持ち出し、コピーした後、もとの場所に戻しておいたというものである。東京地裁は、ここでも「不法領得の意思」を認めて、Aに業務上横領罪の成立を認めている。

### (4) 盗品関与罪の事例

以上のような窃盗罪や横領罪が肯定される場合に、営業秘密資料を有償で譲受けた者の処罰も問題となる。会社の機密資料そのもの(現物)を第三者が買い受けた上記大日本印刷事件や鐘淵化学事件では、盗品等(赃物)の有償譲受け罪(故買罪)が成立するのは問題のないところである。しかし、上記建設調査会事件や新潟鉄工事件のように機密資料が複写された場合であって、当該機密資料そのものではなく、その複製物が売却されたような場合には、買主と本犯との間に事前の共謀による窃盗や横領の共犯関係の存する場合は別として、その買主を盗品等の有償譲受け罪(刑法256条)として処罰することは不可能である。なぜなら、同条によれば、「財産罪により領得された物」が同罪の客体であり、「領得された物」の複製物はこれに当たらないからである。ここにも、刑法



の財産犯による営業秘密侵害に対処することの困難さが表れているといえよう。

### Ⅲ 営業秘密の刑事法的保護の動き 改正刑法草案318条の立案とその後の経過

営業秘密の刑事的保護の嚆矢ともいえるべきは、昭和49年に法務省が発表した改正刑法草案318条であった。同条の規定に対しては二つの方向からの批判が投げかけられた。その第一は、本条が「生産方法その他の技術に関する秘密の漏示」のみを処罰対象としていることに対して、営業秘密の保護として狭きに失するという批判である。すなわち、行為については、内部者による漏示だけでなく外部者による営業秘密の探知行為を処罰すべきであり、また客体については、技術上の秘密に限らず営業上の秘密まで含む広い意味での営業秘密まで保護の範囲を拡張すべきだと批判されたのである。<sup>(9)</sup>

他方、この草案規定に反対する立場からは、まず本条が「企業の役員又は従業者の地位にあった者」すなわち退職者をも、一定の場合に処罰の対象とすることは、職業選択の自由という憲法上の権利を侵害するものであるという批判がなされた。次に、当時最高潮に達していた公害問題との絡みにおいてなされる内部告発や、あるいは違法行為に関する報道機関による取材活動を困難にし、ひいては表現の自由を侵害するものであるといった批判が強調されたのである。

改正刑法草案そのものに対しては、戦前の国家主義を引きずるものであるとの批判、処罰範囲の拡張や重罰化の傾向が強すぎるといった様々な批判が投げかけられ、<sup>(10)</sup> 結局、同草案318条も遂に実現されることなく終わった。営業秘密の刑事法的保護の実現は、以下に述べる不正競争防止法の改正まで、29年の歳月を待たなければならなかったのである。

#### IV 刑事罰規定の創設と拡張 (平成15・17・18年不正競争防止法改正)<sup>(11)</sup>

平成15年に初めて刑事罰規定が導入された後、平成17年にはさらにその処罰範囲が拡充されるとともに、法人処罰 (現行22条)、退職者処罰 (現行21条1項6号)、国外犯処罰 (現行21条4項、5項)の規定が導入されたほか、法定刑の加重 (3年以下の懲役又は300万以下の罰金から5年以下の懲役若しくは500万以下の罰金又はその併科)が行われた。また、平成18年改正では、さらに法定刑の加重 (個人の犯罪についてはすべて10年以下の懲役若しくは1000万以下の罰金または併科、法人処罰については3億円以下の罰金)が行われた。

平成15年改正、17年改正、18年改正それぞれにおいて、条数および法定刑も含めて内容的にも大幅な変更がある。しかし、本稿はこれらの改正と平成21年改正との相違点を明らかにすることを主眼とするため、以下では、便宜上、平成18年規定の内容を簡潔に紹介することにする。

##### (1) 処罰行為の種類

処罰の対象となる営業秘密侵害行為は、以下の6種類とされた。なお、主観的要件としての「不正の競争の目的」の存在 (21条1項1号から6号)、および、親告罪であることは何れの種類についても前提とされている (21条3項)。

21条1項1号 (外部からの侵害行為により取得した営業秘密の使用・開示)

本号は、詐欺等行為 (欺く、暴行する、脅迫する)、管理侵害行為 (記録媒体の窃取、管理施設への侵入、不正アクセスその他の管理侵害行為)により取得した営業秘密を使用・開示する行為、すなわち営業秘密を不正に取得した後に使用・開示する行為であり、最も違法性の高い基本的な犯罪行為類型として位置づけられている。

具体的には、AがB社の社員Xに暴行・脅迫を加えて (または、Xを欺罔してB社の営業秘密を不正に取得する行為、B社に侵入して管理されている機密資料を窃取する行為、不正アクセスによりB社のコンピュー

タに侵入し営業秘密を盗み見る、あるいはダウンロードする行為などによって)不正に取得した営業秘密を、Aが使用・開示する行為である。この行為類型が第1号に置かれたのは、営業秘密の窃用こそが核心的な法益侵害行為であるという理解に基づくものである<sup>(12)</sup>。

同条項2号(外部者による営業秘密記録媒体の取得・複製の作成)

本号は、1号の使用・開示の用に供する目的で、詐欺等行為または管理侵害行為によって、営業秘密の記録媒体を取得する行為または媒体の複製を作成する行為を処罰対象とする。これは、営業秘密の使用・開示に至らない前段階の不正取得行為を処罰するものである。営業秘密の不正取得が一般的に処罰対象とはされず、その取得手段に記録媒体そのものの取得または記録媒体内容の複製作成という限定が加えられたのは、これらの手段が使用されれば、営業秘密取得の確実性という面でも、また取得される情報量の面でも、定型的に違法性が高いとされたからであろう。

同条項3号(営業秘密を保有者から示された者による営業秘密の使用・開示)

本号は、保有者から営業秘密を示された者が、詐欺等行為若しくは管理侵害行為または横領等の任務違背行為により取得した営業秘密を、使用・開示する行為を処罰の対象とする。本号の主体は、4号の場合と異なり、在職者に限定されていない。したがって、退職者による使用・開示が、例外的に処罰対象となり得る。ただし、営業秘密を取得する手段として、記録媒体領得行為<sup>(13)</sup>または秘密内容の複製作成行為に限定されているが、このように手段面における限定が設けられたのは、2号と同じ趣旨に基づくものである。

同条項4号(役員・従業者による営業秘密の使用・開示)

本号は、保有者から秘密を示された役員または従業者が、営業秘密を管理する義務に背いて、その営業秘密を使用・開示する行為を処罰の対象とする。行為主体が役員または従業者、つまり内部の者に限定されて

いるから、退職者や取引先などの外部者は除外されている。立法当局者の解説によれば、行為主体を内部者に限定した理由として、第一には「(営業秘密保持義務の内容が)一義的に明確でないため、取引関係への萎縮効果をもたらすおそれ」があること、第二に転職の自由への配慮から退職者を除外したものとされている。

同条項5号(在職中の申込み・請託を要件とした、退職後の役員・従業員による営業秘密の使用・開示)

本号は、保有者から秘密を示された役員・従業員が、その在職中に、当該営業秘密を管理する任務に背いて、退職前に第三者に自らその開示を申込み、または請託を受けて、退職後に当該営業秘密を使用・開示する行為を処罰する。これは、3号の行為に加えて、新たに退職者を一定の条件のもとに処罰するものである。

同条項6号(1号または3号から5号までの開示により取得した営業秘密の使用・開示)

平成15年に刑事罰規定が新設されたときには、不正に取得された営業秘密が開示されることによって営業秘密を取得する行為(二次的取得)、および、二次的に取得された営業秘密を使用・開示する行為は処罰対象とはされなかった。二次的取得は開示に伴う定型的な関与行為であり、必要的共犯として不可罰と解されたからであろう。そのため、例えば、自ら従業員を買収して営業秘密を開示させれば、開示罪の教唆犯となりうるが、ブローカーなどに資金を提供して従業員を買収させ、従業員からブローカーに営業秘密を開示させて、さらにブローカーから、その営業秘密を取得する行為は二次的取得となり、その可罰性について問題が生じ得た。そのため、このような処罰の間隙を埋めるために、営業秘密侵害罪にあたる開示によって営業秘密を取得し、それを使用・開示する行為を独立の犯罪類型としたものとされている。<sup>(14)</sup>

## (2) 刑法の財産犯規定との関係

注目すべきは、営業秘密侵害罪の規定が刑法の適用を排除しないとさ

れた21条7項である。この規定は平成15年改正時から導入され、その後、平成17、18さらに21年改正においても維持されている。

以上が平成18年改正までの概要である。つぎにその評価に移ろう。

### (3) 平成17年・18年改正の評価

#### 両罰規定・刑の加重・国外犯処罰規定の導入

まず、平成17年改正による両罰規定による法人処罰の導入と平成18年改正による刑罰の加重は、近時の経済犯罪に対する抑止力強化の傾向(たとえば、独占禁止法、金融商品取引法など)<sup>(15)</sup>からみてバランスのとれた選択だと思われる。<sup>(16)</sup>

また、国外犯処罰規定が導入されたことも大きな改正点であるといえよう。この改正の背景には、中国をはじめ東アジア諸国とわが国の間で企業間提携が増加し、それともなつて先端技術情報が国外へ流出するという現実的な危機感があつた。平成15年改正では国外犯処罰規定は設けられていなかったため、国内で営業秘密を不正に取得した後、国外で使用・開示したような場合、21条1項4号(営業秘密不正取得後使用・開示罪)の実行行為が営業秘密の「使用・開示」と解されることから、国外犯として処罰の対象とならないことが懸念された。また、21条1項5号(営業秘密記録媒体等不正取得・複製罪)でも、「前号の使用又は開示の用に供する目的」が要件とされているから、前号の行為(21条1項4号)が国外犯として不可罰であれば、その前提となる不正取得自体も処罰の対象とはならないおそれがあつた。このような状況のもとでは、営業秘密侵害について国外犯処罰規定(21条4項)が新設されるに至つたことは当然の成り行きだつたと評することができよう。

#### 転・退職者への処罰範囲の拡張

これに対して、転・退職者への処罰範囲の拡張は、かなり大きな決断を要する事柄であつたと思われる。企業内でキャリアを積んできた役員が企業内の営業秘密を知悉していることは当然である。したがって、これらの者が転・退職してから行う営業秘密の使用・開示を処罰するこ

とは、転・退職の意思を萎縮させることにつながるから、憲法22条1項「職業選択の自由」の保障の観点から基本的に許されないものと思われる。もちろん、一定範囲で秘密保持契約を結ぶことによる民事的な規制は許されうるとしても、刑事罰によって規制することは憲法22条1項さらには31条による適正手続の保障の見地からも許されないであろう。

平成17年改正法21条1項5号は、この点を考慮して、役職員が、在職中に、自ら申込んだ場合または第三者からの請託を受けていた場合に限って、転・退職後の営業秘密の使用・開示を新たに可罰的とした。この新たな行為類型は、在職中であれば従来の処罰規定の対象となる使用・開示を、当初から転・退職後に使用・開示する目的で、いわば「罰則の適用をまさに逃れる<sup>(17)</sup>」目的でなされる行為を一定の要件で絞って捕捉しようとするものである。このような行為は営業秘密の侵害を手段として転・退職しようとするものといえ、憲法の保障する職業選択の自由の範囲をこえた、極めて違法性の高いものといえる。すなわち、在職中に企図された申込み・請託の存在を要件とすることにより、本罪の対象は、いわば刑法における背任罪と同程度の当罰性を有する行為と理解されるのである。

しかし、転・退職者が企業内において嚴重に管理されている営業秘密を、詐欺等による不正取得あるいは管理侵害等により取得し、それを持ち出す形で転・退職する場合には、このような当罰性評価が可能であるとしても、転・退職者が当該企業内でのキャリア・アップの過程において自然と自らのいわば血肉となった知識や経験についてまでも、その転・退職後の使用・開示が、在職中に申込みあるいは請託があったというだけで背任行為に等しいとまで評価することは不当ではないだろうか。このように考えれば、転・退職後の使用・開示を、詐欺等の不正取得や管理侵害行為等を伴わない場合にまで処罰することは不当であり<sup>(18)</sup>、その限りでは憲法22条1項違反の問題を回避し得てはいないように思われる。

刑法の財産犯規定と営業秘密侵害行為との関係 (21条7項)

本条項は、営業秘密侵害事例の処理のために長年にわたり築き上げられてきた判例・実務を尊重する趣旨に基づくものであろう。とすれば、不正競争防止法の営業秘密侵害に対する刑事罰規定は、現実には、刑法の財産犯規定の適用から漏れる行為のみを捕捉する機能をもつことになろう。しかし、かねてより立法論として営業秘密の刑事的保護が考察されてきたのは、従来の判例・実務による財産犯規定の解釈・運用に歯止めをかけ、「処罰範囲の適正化をはかる<sup>(19)</sup>」ことにも重要な狙いがあったのである。<sup>(20)</sup>この点に関し、松原教授による「不正競争防止法14条（平成21年改正法の21条1項 筆者注）の罪は領得意思等の財産罪の要件をかなり厳格に解することを前提に立法されたものと解される。それゆえ、本改正（平成15年改正 筆者注）以降は、その実質が情報秘匿の利益の侵害にとどまるものは、もっぱら不正競争防止法で処断されるべきものであって、刑法上の財産罪に当たらないと解すべきではないだろうか<sup>(21)</sup>」との指摘、一原准教授による「情報が化体した物自体の窃盗を認めながら、実質的にはそれに記録された情報自体の財産的価値が重視されているようなケースは、今後、営業秘密侵害罪によってのみ処罰されうる、と解すべきではないだろうか<sup>(22)</sup>」との指摘は正当なものと思われる。

以上のことを前提として、これまでの不正競争防止法改正の到達点ともいえる平成21年改正の紹介と評価に移ることにしたい。

## V 平成21年改正の契機・概要と評価<sup>(23)</sup>

### (1) 平成21年改正の契機

「不正競争防止法の一部を改正する法律」は平成21年の第171回国会において成立し（法律第30号）、改正法付則によれば、公布の日（平成21年4月30日）から起算して1年6月を超えない期間内において政令の定める日から施行される予定である。

不正競争防止法を所管する経済産業省の立案担当者の解説によれば、平成21年改正の契機として、次の2点が挙げられている。すなわち、



IT化およびネットワーク化の進展により営業秘密の侵害が容易になるとともに、営業秘密侵害が当該企業のみならず取引関係にある他企業にも損害・影響を及ぼすものとなってきており、このような事態に対応するために営業秘密保護法制を整備する要望が高まっていること、激しい国際競争を勝ち抜くためには、企業が自前の技術・ノウハウに加え、組織外部のそれをも活用する「オープン・イノベーション」を促進することが求められるが、そのためには企業間相互での営業秘密の開示が必要となることから、その法的基盤の整備が必要不可欠であること、である。

上述したように、不正競争防止法は、平成15年の改正以来、営業秘密侵害罪の新設、さらには平成17・18年改正による同罪の処罰範囲の拡充強化により、営業秘密を刑事的に保護してきた。しかし、上記解説によれば、次のような問題点が指摘されている。「不正競争の目的」という主観的要件の存在により、競争関係の存在を前提としない加害目的や外国政府等を利する目的による営業秘密侵害行為がその対象とならないこと、これまでの営業秘密侵害罪が営業秘密の不正な使用・開示を中核的な処罰対象行為と位置づけていたことにより、営業秘密が不正に持ち出された事実が明らかな場合でも、その使用・開示は当該企業外で秘密裏に行われることが多く、そのため使用・開示の立証が困難であったことなどである。

事実、平成17年には、(イ)元在日ロシア通商代表部員職員が日本の電子機器メーカーの従業員から秘密管理された光通信関連機器を不正入手したにもかかわらず、「不正競争の目的」が認められなかったため、営業秘密侵害罪による立件ができなかった<sup>(25)</sup>事案が発生した。また、平成19年には、(ロ)大手自動車部品メーカーの中国人従業員が、秘密管理されている大量の製品図面データを、会社から貸与されたパソコンにダウンロードし、また、携帯型ハードディスクなどの記憶媒体にデータを複写して自宅に持ち帰っていたが、同従業員が持出しの動機を「研究のため」であると主張し、しかもデータの使用や外部への開示も確認でき

なかったため、営業秘密侵害罪では立件できなかった事案<sup>(26)</sup>が発生した。さらに、平成21年には、(八) 大手銀行系証券会社の元部長代理が、顧客情報(約149万件)を不正にかつ大量にダウンロードしたCD-Rを自宅に持ち帰り、コピーした後、約5万人分のデータを自宅のメールを使って名簿業者に売却したが、営業秘密侵害罪ではなく、窃盗及び不正アクセス禁止法違反による立件にとどまらざるを得なかった事案<sup>(27)</sup>などが発生している。これらは、氷山の一角と推測される。

今回の改正は、このような問題点を踏まえ、営業秘密にかかる刑事的保護の見直しの必要性に鑑みて、「産業構造審議会知的財産政策部会技術情報保護等の在り方に関する小委員会」<sup>(28)</sup>の審議を経て、行われたものである。

しかしながら、筆者には、平成21年の改正に、国家安全保障を視野に入れた技術情報等の保護というもう一つの観点があったように思われる。平成20年7月に「技術情報等の適正な管理の在り方に関する研究会」から公表された報告書の内容を要約すれば、技術情報等が、企業、大学、政府それぞれに様々な形で存在する一方、これらの情報等はその帰属先の如何を問わず軍事転用される可能性を持っている、したがって、産業の国際競争力確保と国家安全保障の確保という二つの視座にたって、「情報」の種類、「流出経路」、「失われる利益」を検討することを通して、企業、大学、政府それぞれの情報管理の在り方を検討・分析し、実効的に侵害抑止を可能とする制度環境の整備が必要である、ということである。しかし、これを受けての情報等を適正に管理しようとする新法「技術情報等適正管理法」(仮称)の制定は、理由は不明であるが、見送られたようである<sup>(30)</sup>。現在の最先端の技術領域では、ほとんどすべての情報に軍事への転用可能性があるという状況を前提にするならば、国家安全保障に関わる技術情報等をも適正に管理していこうとする発想は、結局、国家安全保障の名目で幅広く情報が管理されることにつながりかねないであろう。

いずれにせよ、不正競争防止法が保護対象とする営業秘密には、軍事に転用可能な技術情報等も含まれるから、その意味では、営業秘密侵害に対して刑事罰による保護を一段と強化した平成21年改正法には、この研究会報告書にみられる「技術情報等の適正管理」という考え方が部分的に織り込まれたものといえるであろう。

以下では、平成21年改正の概要を紹介したうえで、その内容について若干の評価を試み、最後に、残された問題点をみることにしよう。

## (2) 平成21年改正の主な内容

改正の主要な点は以下のとおりである。

まず、営業秘密侵害罪による立件の障害になっていた、「不正の競争の目的で」という目的要件が「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」に変更された（以下、図利・加害目的と略称する 筆者注）。

21条1項1号における営業秘密の不正な取得方法のうち「管理侵害行為」については、改正前には「管理侵害行為（営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体（以下「営業秘密記録媒体等」という）の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為等の禁止に関する法律（平成11年法律128号）第3条に規定する不正アクセス行為をいう）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下同じ。）により取得した営業秘密を、不正の競争の目的で使用し、又は開示した者」と規定されていた。それが、改正後の21条1項1号では、「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不アクセス行為（改正前と同様であるので省略する 筆者注）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ）により、営業秘密を取得した者」と規定されるに至った。

この不正取得に関する改正内容を要約すれば、(i) 目的規定が上記

のように変更されたこと、(ii) 管理侵害行為の定義が包括的な表現に変更されたこと、特に窃取の客体が「財物」へ、侵入の客体が「施設」へと、これまでの制約をとりはずした極めて包括的なものになったこと、(iii) 改正前では、「使用・開示」が営業秘密の基本的な侵害態様と位置づけられていたのに対し、改正後は、「取得」が基本的な侵害態様とされ、その結果、従来のように2号ではなく21条1項1号に取得を捕捉する規定が設けられたこと、である。

さらに、これまでの21条1項3号から6号までの営業秘密侵害行為を4号から7号までに繰り下げて新たに第3号が新設された。その条文は煩瑣であるため引用しないが、要約していえば、本号の内容は、営業秘密を保有者から示された者(例えば役員、従業員)が図利・加害の目的で、その営業秘密を管理する任務に違背して当該営業秘密を領得する行為を処罰することである。ただし、同号には、侵害方法が3種類(イ、ロ、ハ)に限る旨の制限が付されている。すなわち、(イ) 営業秘密記録媒体等又は営業秘密が化体された物件を横領すること、(ロ) 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件についてその複製を作成すること、(ハ) 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること、である。

改正前の21条1項3号は、上記改正後の同条同項3号イ、ロの2種類に限定された方法により取得された営業秘密の使用・開示を処罰するにとどまっていた。しかし、改正後の3号は、使用・開示の前提行為としての営業秘密領得行為自体を、新たな処罰行為類型とした。改正後の3号はいわば「自己の占有する他人の」営業秘密の横領、つまり、手段的な限定を加えた上での情報横領を捕捉するものといえよう。その処罰根拠は、(i) 使用・開示は企業外で秘密裏に行われることが多く立証が困難であるから事実上その捕捉ができず、そのため、企業に多大な損害を生じさせる懸念があったこと、(ii) 不正な使用・開示の前段階であっ

ても、一定の場合には、不正取得の場合と同様に刑事罰によって (イ)、(ロ) に加え抑止するに足りる違法性が肯定できること、に求められている<sup>(31)</sup>。また、(ハ) として営業秘密の不消去・消去の仮装という手段が新たに規定されたのは、開示された営業秘密が使用されなくなった場合に、被開示者に営業秘密の記録消去義務を課して秘密を守るという管理体制の実態が考慮されたからである。すなわち、消去義務に反して手元に営業秘密を残す行為には、(イ)・(ロ) の方法による場合と同程度の違法性評価が可能と考えられたからである<sup>(32)</sup>。

### (3) 平成21年改正に対する評価

以上見たように、平成21年改正は、それまでの処罰規定では処罰することが困難であった営業秘密の侵害行為をほぼ完全に捕捉するものといえよう。以下では、改正法に対する若干の評価を加えることにしたい。

まず、営業秘密侵害罪の主観的要件に関して、「不正の競争」目的から「図利・加害」目的へ変更されたことは、営業秘密侵害行為を、従来のような公正な競争秩序に対する罪から極めて財産犯に近いものへと変貌させたものであり、そのことの妥当性は、なお問題として残りうるであろう<sup>(33)</sup>。「図利・加害」目的のうち、少なくとも「加害」目的は通常存するであろうから、目的要件による処罰範囲の限定機能はほとんど無くなったともいえよう。このため、昭和49年の改正刑法草案318条に対して投げかけられた批判、すなわち、企業活動に伴う違法行為についての内部告発が抑制されるおそれがあるとの批判や報道・取材の自由を制限することになるとの批判に、どのように答えていくかが、再び問題になるように思われる。

この点に関して、目的要件変更後の改正法の下で、企業内の違法活動に関する正当な内部告発や取材・報道行為を処罰対象から除外するために、構成要件レベルでの二つの解決策が考えられうる。まず第一は、平成15年改正時から指摘されていた点であるが、営業秘密の要件である「有用性」による限定である。すなわち、「反社会的行為についての情報

は、保護すべき『正当な事業活動』に関する、それに有用な情報ではないから、営業秘密として保護されない」と解することにより、これらの情報を「営業秘密」から除外する解釈である。確かに、脱税や有害物質の垂れ流しのような明確に違法といえるような活動に関しての情報であれば「有用性」は否定され、その情報は営業秘密にあたらないといえよう。しかし、たとえば製薬会社が実験過程で得た副作用情報などは、いわゆるネガティブ・インフォメーションとして営業秘密にあたる<sup>(34)</sup>と考えられている。それは、このような情報は、競業関係にある製薬会社が取得すれば、研究開発費の節約になるという意味で極めて財産的価値の高い情報だからである。とすれば、その会社が、当該副作用を回避するための研究・開発を進めている段階で、その会社が「副作用情報を隠匿している」として、これを告発するという形で公開する行為は、なお「営業秘密」の開示による侵害にあたるものと思われる。これに対して、実際に副作用情報を隠匿したまま薬剤等を製造・発売した場合には、当該会社の行為を告発するための副作用情報の開示行為は、刑法35条の正当行為として不可罰と解すべきであろう。

第二は、主観的要件である「図利・加害目的」の解釈により処罰範囲を画する解釈である。すなわち、上記事例の場合などのように正義感からする告発の場合には「保有者に損害を加える目的」にあたらぬとする解釈が提示されている<sup>(36)</sup>。しかし、最高裁判例によれば、刑法の背任罪についてはあるが「図利・加害目的」は「意欲ないし積極的認容までは要しないもの」とされている（最決平成10年11月25日刑集52巻8号570頁）。この解釈に従えば、内部告発行為が、営業秘密の保持者に何らかの経済的損害を加えることになるであろうことを未必的にせよ認識していれば、やはり、図利・加害目的を否定することは困難であるように思われる。このことは、取材・報道の場合にも同じことがいえるであろう。内部告発を受けての報道は営業秘密侵害罪の共犯の構成要件に該当するであろうし、不正手段による営業秘密の取得行為は別途営業秘密侵害罪



のいずれかの構成要件に該当すると言わざるを得ない。これらの行為を処罰範囲から除外するとすれば、その解決は、やはり刑法35条の正当行為の解釈を通して処理されざるを得ないと思われる。この点で、刑法35条による実質的違法阻却を認める場合には様々な事情が考慮されざるを得ないことから、「目的要件の変更によって、報道機関の取材行為や労働組合の正当な活動に影響が生ずるものではない。」<sup>(37)</sup> といいきれるかは、なお、疑問が残るところである。

次に、21条1項1号に定義された管理侵害行為うちの「財物の窃取、施設への侵入」は、窃取の客体および侵入の対象に関し、改正前のような限定がはずされた。すなわち、改正前の条項では、窃取の客体が、「営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体」とされており、また、侵入対象も「営業秘密が管理されている施設」とされていたが、改正によりこれらの限定がはずされるに至った。そのため、管理侵害行為と営業秘密そのものとの関連性が失われており、構成要件的しぼり、すなわち処罰対象行為の明確性は必ずしも十分とはいえなくなったと思われる。

第三に、在職中の申込み・請託を要件とする転・退職後の営業秘密の使用行為・開示行為の処罰規定（平成21年改正法21条1項6号）については、平成17年改正に関して（3）で述べたのと同様の批判があてはまり得るから、再検討することが必要であると思われる。

最後に、刑法の財産犯規定との関係（同法21条7項）であるが、この点も（3）で述べた批判がそのまま当てはまるであろう。従来の規定では処罰が困難であった営業秘密侵害行為が今次改正によってほぼ完全に捕捉されるに至った以上、これまでの判例・実務が形成してきた刑法の財産犯規定の解釈は改められるべきものと思われる。<sup>(38)</sup>

以上のような疑念は残るとしても、平成21年改正は営業秘密の刑事法的保護法制の究極的な到達点であり、営業秘密の保護という観点からは、ITおよびネットワークの進展、さらにオープン・イノベーションの時代



における企業活動の基盤を整備するものとして評価してよいと思われる。

おわりに

以上概観してきた、不正競争防止法に刑事罰規定が導入される前の状況、そして、平成15年改正による刑事罰規定の創設、平成17年改正による刑事罰規定の拡充、平成18年改正による刑事罰の強化、さらに、で概観した平成21年改正に至る歴史は、わが国の経済、産業の発展に伴う営業秘密（技術情報、営業情報）の保護拡大の歴史であるということができよう。

しかし、営業秘密侵害罪をめぐるはまだ多くの課題が残されている。具体的には、刑事訴訟手続における証拠調べにおいて、営業秘密保護の民事手続において認められているインカメラ方式（不正競争防止法6条2項）を採用することが憲法82条の裁判公開の原則に違反しないかである。営業秘密侵害罪が親告罪とされていることから明らかなように、刑事訴訟による営業秘密侵害罪の審理は証拠開示を伴うことによって、企業の受ける財産的損害をさらに拡大させかねないものである。私見によれば、営業秘密侵害罪に関する限りその裁判・審理を非公開としても、憲法82条にいう「公の秩序」を害するおそれのある場合として、裁判所法という法律レベルで非公開にすべき要件の一つとして考慮することは十分可能であると考えているが、この点については憲法学の見地からの活発な発言・議論が期待されるところである。<sup>(39)</sup>

今後とも経済、産業のグローバル化や技術の海外移転等はますます盛んになることが予想されている。<sup>(40)</sup>このような状況の中で、不正競争防止法改正のいわば総決算ともいえる平成21年改正が営業秘密の保護に貢献することが期待される。

- (1) 1968年に、競業法研究者の立場から、営業秘密保護のための刑事立法の必要性を主張されたものとして、小野昌延『営業秘密の保護』1968年が、また、1969年に、実務家の立場から、刑事立法論が提唱されたものとして、亀山継夫「刑法における産業秘密の保護 立法論上の問題」警察研究39巻6号(1969年)がある。
- (2) 拙稿「企業秘密の刑法的保護 (一), (二完)」名古屋大学法政論集116号(1987年), 同117号(1987年), 「企業秘密の刑法的保護・再論」同127号(1989年)。
- (3) 山口厚「財産的情報の刑法的保護」立法論の見地から 刑法雑誌30巻1号(1989年)27頁以下参照。
- (4) 2002年7月に知的財産戦略会議により策定された「知的財産戦略大綱」の中に、知的財産の創造・保護・活用こそがわが国の経済復興の要であるとの観点にたつて、これまでの労働集約的産業構造から知的財産を戦略的に活用した産業構造へと国策をシフトしていくことが明示されている。その一環として、営業秘密の民事・刑事の両面からの保護強化が含まれることとなった。  
この大綱およびこれを受けて成立した知的財産基本法については、矢野剛史「知的財産基本法の制定」ジュリスト1242号(2003年)40頁以下参照。
- (5) 小野昌延『不正競争防止法概説』(1994年)193頁参照。
- (6) 西原春夫「秘密を侵す罪」『改正刑法の研究(2)』(1973年)375頁以下。日本弁護士連合会「『改正刑法草案』に対する意見書」第2版(1979年)158頁。
- (7) 金融業会、クレジット業界においては、借主の返済遅滞・不能などのマイナス情報あるいは事故情報はブラック情報と呼ばれ、逆に、借入れの金額・時期、返済時期、残高など借主の健全な利用上の情報(貸し手側から見ればプラスとなる情報)はホワイト情報と呼ばれている。
- (8) 田村善之『不正競争法概説』第2版(2003年)328頁以下参照。
- (9) その代表例として、経団連刑法改正小委員会「改正刑法草案に対する意見書」(1972年)がある。
- (10) 改正刑法草案の性格については、平場安治「はしがき」『刑法改正の研究(1)』(1972年)において端的に示されている。
- (11) 刑事法の立場から、平成15年改正を前提に論述されたものとして、佐久間修「営業秘密の刑事上の保護」工業所有権法学会年報28巻(2004年)49頁以下、全理其『営業秘密の刑事法的保護』(2004年)、南雲亮志「トレード・シークレットの刑事的保護について」立命館法政論集第3号(2005年)、また、知的財産権・不正競争法の立場から書かれたものとして、前掲注

(8) 田村善之『不正競争法概説』第2版(2003年)370頁以下がある。

平成17年改正までを前提に書かれた論文として、山口厚「営業秘密の刑事罰による保護」NBL820号(2005年)12頁以下、島田聡一郎「不正競争防止法における営業秘密侵害罪の意義、昨日、課題」L&T((2006年)14頁以下、一原亜貴子「不正競争防止法による営業秘密の刑事法的保護」商學討究第56巻2・3合併号(2005年)279頁以下がある。また、立案担当者による解説として、経済産業省知的財産政策室編著『逐条解説不正競争防止法平成16・17年度版』(2003年)がある。

平成18年改正に関しては、経済産業省知的財産政策室編著『逐条解説不正競争防止法平成18年度版』(2006年)がある。

- (12) このような理解は、情報のもつ「財産創出のポテンシャル」の侵害こそが侵害の中核であるとの立場から、既に1988年の「財産的情報の刑罰的保護に関する共同研究報告」において紹介・主張されていた(山口・前掲注(3)30頁参照)。
- (13) 本号本文において「記録媒体を領得し」とされたのは、取得の手段に横領が含まれたからである。
- (14) 「不正競争防止法等の一部を改正する法律」榎原哲也、波田野晴朗・ジュリスト1298号(2005年)93頁参照。
- (15) 例えば不当取引制限等の罪の法定刑は、独占禁止法の平成21年改正により、それまでの3年以下の懲役又は500万円以下の罰金から、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金へ(同法89条1項)、また、例えば有価証券虚偽記載罪等の法定刑は、従来、5年以下の懲役または500万円以下の罰金であったが、10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、または併科へと加重された(金融商品取引法197条1項1号)。
- (16) ただし、経営法友会「『不正競争防止小委員会取りまとめ案』についての意見」(2005年1月17日)の中で、「現在は営業秘密の概念が国民一般に定着していない段階であり、懲役10年までの罰則強化を論じるのは時期尚早」と批判されている。
- (17) 山口・前掲注(10)17頁。
- (18) 本号の行為に手段的な限定がないことに関して、通常の転職にまで処罰範囲が広がることに対する疑問を提起するものとして、一原・前掲注(11)287頁がある。
- (19) 山口・前掲注(11)41頁参照。
- (20) 拙稿・「企業秘密の刑罰的保護(一)」名古屋大学法政論集116号(1987年)222頁参照。
- (21) 松原芳博「情報の保護」法学教室298号(2005号)63頁。

- (22) 一原・前掲注 (11) 300頁。
- (23) 平成21年改正の立案担当者による論文として、中原裕彦「不正競争防止法の一部を改正する法律の概要」N B L 第906号 (2009年) 66頁以下、土肥一史「営業秘密侵害罪に関する不正競争防止法の改正について」ジュリスト1385号 (2009年) 78頁以下がある。
- (24) 中原・前掲注 (22) 66頁以下。
- (25) 朝日新聞2006年8月10日号参照。なお、2007年3月23日の衆議院外務委員会においてなされた米村敏朗警察庁長官官房長 (当時) の答弁によると、両名は窃盗で立件されたが、平成18年に起訴猶予処分になっている。また、同答弁によれば、本件における被害対象物は軍事転用の可能性を有するものとされている。
- (26) 読売新聞2007年4月7日参照。
- (27) この事件は、2009年4月に発覚し (朝日新聞2009年4月9日号)、同年6月25日に元部長代理が不正アクセス禁止法違反、C D - R に対する窃盗で逮捕され (同新聞2009年6月25日号)、7月に両罪で起訴され (読売新聞2009年7月16日号)、現在公判中である。本件において、営業秘密侵害罪での立件が見送られたのは、顧客名簿を買った名簿業者が名簿所有企業 (証券会社) と競争関係に立つものではなく、営業秘密が単なる転売対象商品とされたものであることから、売り手である行為者に営業秘密侵害罪の「不正の競争の目的」が欠けると考えられたからであろう。
- (28) 改正の方向性については、同委員会による報告書「営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について」 (<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g90216a01j.pdf>) において公表されている。
- (29) 同研究会の報告書は、<http://www.meti.go.jp/press/20080728006/20080728006-3.pdf>において公表されている。
- (30) 新聞報道によれば、「経済産業省は、秘密情報を不正に手に入れただけで摘発できる新法『技術情報等適正管理法』(仮称)を制定する方針を固めた」とされている (読売新聞2008年1月15日号)。しかし、その後の動きについては報道されていない。
- (31) 中原・前掲注 (22) 69頁参照。
- (32) 土肥・前掲注 (22) 83頁参照。
- (33) 営業秘密侵害罪の保護法益に関する従来の見解を検討・批判し、新たに個人的法益と捉えなおす見解として一原亜貴子「営業秘密侵害罪の保護法益」商學討究第59巻4号165頁以下がある。なお、田村・前掲注 (8) 376頁参照。
- (34) 山口・前掲注 (11) 14頁。

- (35) 田村前掲注(8) 336頁参照。
- (36) 土肥・前掲注(17) 81頁参照。
- (37) 土肥・前掲注(17) 78頁。
- (38) 一原・前掲注(32) 196頁参照。
- (39) 戸波江二「裁判の公開と営業秘密に関するメモ」第12回知的財産訴訟検討会資料2(2003年)参照。
- (40) 平成20年版通商白書第2章「世界経済の新たな発展を先導する『アジア大市場』の創造」参照。